

○北海道介護支援専門員資質向上研修事業実施要綱一部改正 新旧対照表

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">北海道介護支援専門員資質向上事業実施要綱</p> <p>第1～第6 (略) (別添1)～(別添4) (略)</p> <p>(別添5)</p> <p style="text-align: center;">主任介護支援専門員研修実施要綱</p> <p>第1 (略) 第2 対象者 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。 具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、居宅サービス計画等を提出させることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の(1)から(6)のいずれかに該当し、かつ、(別添2)「北海道介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は(別添4)「北海道介護支専門員更新研修実施要綱」の第3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者であり、原則として北海道知事の登録を受けた者とする。 (1)専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(別添6) (略)</p>	<p style="text-align: center;">北海道介護支援専門員資質向上事業実施要綱</p> <p>第1～第6 (略) (別添1)～(別添4) (略)</p> <p>(別添5)</p> <p style="text-align: center;">主任介護支援専門員研修実施要綱</p> <p>第1 (略) 第2 対象者 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。 具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、居宅サービス計画等を提出させることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の(1)から(6)のいずれかに該当し、かつ、(別添2)「北海道介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は(別添4)「北海道介護支専門員更新研修実施要綱」の第3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者であり、原則として北海道知事の登録を受けた者とする。 (1)専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、居宅介護支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。<b>なお、専任の介護支援専門員として従事した期間については、居宅介護支援のほか、地域包括支援センター、特定入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護又は介護保険施設において介護支援専門員として従事した期間を含むものとする。)</b></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(別添6) (略)</p>

